



特集

情報公開がめざすもの

NORTHERN RESORT  
**NISEKO**

広報ニセコ2  
1999

## 情報とは いつたい何だろう

昨年、議会九月定例会で可決され、今年四月から運用を開始する「ニセコ町情報公開条例」。六章四十六条からなるこの条例の前文には、前述のように情報公開条例に対する町の基本的な考え方をうたっています。

情報とは「判断を下したり、行動を起こしたりするときに必要な知識や資料」のことをいいます。そして、私たちのまわりにはさまざまな情報があふれています。その形態は、日常生活に係わるものから、まちづくりに係わるもの、仕事に係わるものや家族についてのものなど多岐にわたっています。その媒体も新聞、テレビ、各種のチラシ、週刊誌、広報紙などから、人と人を介して広がる「口コミ」などもあります。「根も葉もないうわさ」などといわれるものも、判断の材料になってしまふ場合は、

# 情報公開がめざすもの 「情報公開制度」「個人情報保護制度」スタート！

▲'98まちづくり懇談会より



### ニセコ町情報公開条例前文

まちづくりの基本は、その主体である私たち市民が自ら考え、行動することにあります。そして、私たちが自ら考え、行動するためには、まちに関するさまざまな情報やまちづくりに対する考え方などが、私たちに十分に提供され、説明されていなければなりません。

このことは民主主義の原理であり、住民自治の原点であると考えます。

今、一人ひとりの価値観が多様化し、社会経済情勢が大きく変わっていく中にあって、よりよい地域の創造のため、私たちは、歴史に学び、新たな価値の構築に向けて努力をしていくことが求められています。

私たちは、まちづくりの諸活動が、すべての人に開かれ、公正でわかりやすいものとなるよう、情報の公開と共有化を進め、住むことに誇りを感じ、喜びをわかちあえる郷土「私たちのニセコ」づくりのために、この条例を制定します。

昨年、ニセコ町議会九月定例会で「ニセコ町情報公開条例」と「ニセコ町個人情報保護条例」が可決。その運用が今年四月一日から始まります。

この条例が私たちの暮らしにどのように関係があるのか、なぜ必要なのか、どんな情報が公開され、どんな個人情報が保護されるのか。

情報公開の必要性については、昨年三月の広報ニセコ四三三号「わが町なりの情報公開」で特集していますが、ここで、改めてこの制度の概要やそのめざす姿を考えてみます。

### 【ニセコ町情報公開条例の概要】

○前文  
『ニセコ町情報公開条例』は前文及び六章四十六条から構成されています。

ここでは、各条例を解説するのではなく、条例にはどんなことが規定されているのか、その主な特徴を見てみます。

○条例の目的  
第一条でこの条例は、町の保有する情報の公開を請求する手続きその他町政に関する情報の共有化に関する事項を定めることにより、個人の知る権利を保障するとともに町の説明責任を明らかにし、もって、公正で分かりやすいまちづくりの推進に資することを目的とすると規定しました。

／情報の一つといえるかもしません。特に、最近では情報通信機器の普及により、インターネットで世界のさまざまな情報を瞬時に知ることができます。しかし、事実にもとづくはたくさんの情報があります。しかし、私たちの周りに正確な情報は「案外少ない」と感じることはあります。

「情報の氾濫」ともいわれるよう、私たちの周りにはたくさん情報があります。しかし、事実にもとづく正確な情報は「案外少ない」と感じることはあります。

## 情報は民主主義社会の根源

「人民が情報を持たず、またそれを獲得する手段を持たぬ人民の政治は、道化芝居の序幕か悲劇の序幕でしかない」。アメリカ合衆国第四代大統領ジエラード・マディソンの言葉です。アメリカの情報自由法が、世界で最も公開性が高いというのもうなだけます。

日本国憲法は、主権が国民にあるとうたっています。つまり、国の政治を決定する最高の権限は国民にあるということです。また、私たちのまちづくりの基本となる地方自治法は、第一条で地方自治体は「民主的にして能率的な行政の確保をはかる」ことを目的とすると規定しています。自治体の運営は、そもそも民主的に行われることが求められているのです。

## 知る権利とは

役場からあることがらについて、そよかぜ通信やチラシなどで情報が流れ、説明会も開催されたとします。関心のある人はチラシを読み、説明会にも参加し、そのこどがらの情報（知識）を持つています。チラシも読まず、説明会に行かなかつた人には情報がありません。しかし、みずからの意思でその情報を知ろうとしなかつただけで、

情報を見る機会は均等にあつたのです。民主主義社会は、個人の意思が尊重されますが、汗を流した人も流さない人も同じという結果平等社会ではありません。ですから、一人ひとりの持つ情報に結果として差が出ることがあります。それは個人の問題といえる場合も多いかも知れません。しかし、「知らざれない」とこと、つまり知りたいと思つても、その情報が公開されないことは大きな問題です。主権者である私たちには物事を判断するための情報を得る権利があるからです。

「知る権利（情報を手に入れること）」は私たちに主権がある限り私たちの基本的な権利といえます。

## 役場には説明する責任がある

私たちに「知る権利」があることと同時に、役場には説明する責任があります。

例えば、私たちが汗を流し、一生懸命働いて払った税金が、私たちに知らされないうちに使いみちを決められて良いはずがありません。どのように使いみちが決定され、どう使われたか、その結果はどうなつたのかということは、町の構成員である私たち住民に公開され、説明されるのがあたりまえです。また、公の会議が、正当な理由もなしに非公開で行われることがあれば、それも公正なこととはいません。

近年は、行政だけでなく民間企業でもディスカウント（情報開示）という言葉が企業の責任としてとらえられているように、行政の説明責任（アカウンタビリティ）は民主主義社会を構成する基本的な要素といえます。世界の先進国では、国、自治体を問わず、国民（住民）に対する情報を公開し、説明することは当然のこととされています。

## 情報公開条例の概要



どの町政情報のうち個人のプライバシーなどに該当しないことが明らかな情報を「開示情報」と規定し、公開の請求と開示に係る手続きを簡単にしました。請求書の作成不要）。また、開示情報は、極力その場で開示し、請求者の負担を軽減するよう規定しました。

- 適用部門の範囲  
条例の適用対象となる実施機関の範囲を「町長、教育委員会、選舉管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」と、全ての行政委員会に適用することとしました。
- 公開される文書は  
公開対象となる文書などは、役場が持つている文書などのうち、法律や条例で公開することを禁じられているものやプライバシーなどに関するものを除いたもののほか、過去も含めた全ての情報を対象としました。
- 請求は「何人も」  
「知る権利」は、憲法の基本的人権や表現の自由に関わる問題で、その権利が地域によって差別されるべきではないとの考え方から、町政情報の公開を請求できる範囲を町民等に限定せず「何人も」と規定しました。

- 開示情報として取り扱う審査を要した情報であつても一度公開が決定された場合は、請求者の利便性などを考慮し、手続きを簡略化した「開示情報」として扱うものと規定しました。
- 一度公開決定した情報は  
請求された情報が非公開と決定された場合は、通知書にその理由を記入し、

- 町の説明責任  
請求された情報が非公開と決定された場合は、通知書にその理由を記入し、

- 請求手続きを簡略化  
役場が持つている文章な

／請求者に「非公開とした理由を説明しなければならない」と町の説明責任を規定しました。

- 一時的な非公開決定は  
公開できる時期を明示  
非公開理由が一時的なもので、一定期間経過後には情報を開ける場合は、公開できる時期を明示し、その理由を説明しなければならないものとしました。
- 請求手続きを簡略化  
役場が持つている文章な

- 柔軟な公開方法  
情報公開の実施は、閲覧又は写しの交付を基本としますが、今後の情報化の進展などを考え、規則で柔軟に定めることができるものとしました。これは、目の不自由な方への録音テープや点字での交付、フロッピーや将来の電子メールによる公開など時代の流れに即応できるためのものです。

- 不存在の情報も新たに文書を作つて公開  
公開請求された情報が、その時点できれいにない情報であつても、その請求に関する情報を新たに作成することが可能な場合は、新たに文書を作成または取得して公開することができまするものとしました。
- 出資法人や補助団体の情報  
町の出資比率がその出資法人の資本金などの二分の一の額を超える出資法人と、同一の会計年度に百万円以上の補助金を支出している補助団体については、この条例の趣旨に沿って情報の公開に努めるものとするよう規定しました。また、町にその出資法人や補助団体についての情報の公開請求があつたときは、その法人及び団体に町民などが必要な情報を提出するよう求めて、公開することができるものとしました。



- 公務員の氏名は公開  
公の仕事をしている公務員の職務に関する情報は、個人のプライバシーには該当しないとの考え方から、職務の遂行に伴う公務員（地方公務員、国家公務員）や公務員であつた者の氏名、地位、職務内容は、個人の

## 自治とは何か

日本の地方自治は、首長（市町村長、知事）と議会議員を直接選挙で選ぶ二元代表制をとっています。選挙で選んだ国會議員で構成される国会が、国の代表者（首相）を選ぶ一元代表制とは仕組みが違います（図一）。

都道府県や市町村が二元代表制をとるのは、住民が主役となり力を合わせてその地域のまちづくりを進めることで、住民自治が基本とはいえ、私たち住民には日常の仕事があり、また生活があり、自治体活動の細かなことまでいちいち関与できるものではありません。そこで私たち自らが代表機関の首長（町長）にその運営を、条例の制定や予算などの議決権を議会にまかせ、まちづくりの中で決定、運営されるものでなければなりません。

しかし、選挙で選んだからといって、その運営のすべてを代表者に委任しているわけではありません。憲法でいう「地方自治の本旨」が住民自治にあることを考えれば、その動きは絶えず住民の意向を尊重しつつ、ガラス張りの中で決議、運営されるものでなければなりません。

## 情報公開は住民参加の前提

住民自治の基本は、住民が町政に関与する「住民参加」に基づくものであり、住民参加の前提是「情報の公開」です。これまでの裁判所の判決の中でも「（略）民主主義が行われるためには、国民（住民）は、政府、自治体の活動を詳しく知らねばならない。秘密ほど民主主義を殺すものはない。自治、即ち、国事、地方自治への市民の最大の参加は、情報を与えられた公衆についてのみ意味を持つものである。（略）」と住民参加と情報公開の

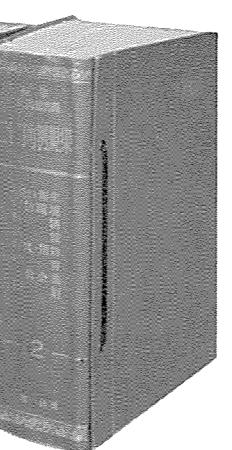
### 情報公開条例の概要

さらに、これらの実効性を担保するため、町が出資法人と協定を結ぶことや、町長が補助団体に対して補助条件をつけることなどの必要な手続きを取ることとした。

○情報公開審査会の設置  
情報公開について不服申立てを審査し、情報の共有化の推進についての調査・審議をするため「情報公開審査会」を設置し、その運営・調査権限や手続きについて規定しました。

○手数料は無料  
請求者の立場で事務を進めるため公開請求をする方が、その情報を簡単に確実に情報を特定することができるよう、情報の提供や利便を考慮した適切な取り扱いをすることとしました。

○手数料は無料  
町の持つ情報は、本来、町が広く説明すべき情報であります。この情報が、町が適正で容易に利用できるよう、町が積極的に情報の共有化のための施設に努めることを規定しました。



### ニセコ町個人情報保護条例の概要

#### 個人情報保護条例の目的

第一条（目的）この条例は、町の保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、基本的人権の擁護を図り、もって公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

○町民や事業者にも責任  
みんなでプライバシーを守り、お互いを尊重する民主的なまちづくりを進めることを目的に、町民や事業者も、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いにあたっては、他人の権利及び利益を侵害することのないよう努めなければならないと規定しました。

#### ○人権の擁護

原則として思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならないものとし、本人からの収集を原則とするよう規定しました。



ドイツでは情報公開法がありません。必要な情報がきちんと出され、常にオーブンに行政運営がなされているからです。では、情報公開という考えを立法化する必要はないのでしょうか？  
私たちの町も先ほど上げた取り組みなどを通じて常に情報の公開を心がけています。  
しかし、立法化という将来に渡る約束がなければ、これらを取り組みや、私たちの『知る権利』が、何かをきっかけに侵害され、消えてしまうかもしれません。  
条例をつくるということは、私たち住民の大切な権利が、将来に渡って勝手に侵害されないようにするために必要なことだと考えています。

## 情報公開に条例は必要か

ドイツでは情報公開法がありません。必要な情報がきちんと出され、常にオーブンに行政運営がなされているからです。では、情報公開という考えを立法化する必要はないのでしょうか？  
私たちの町も先ほど上げた取り組みなどを通じて常に情報の公開を心がけています。  
しかし、立法化という将来に渡る約束がなければ、これらを取り組みや、私たちの『知る権利』が、何かをきっかけに侵害され、消えてしまうかもしれません。  
条例をつくるということは、私たち住民の大切な権利が、将来に渡って勝手に侵害されないようにするために必要なことだと考えています。

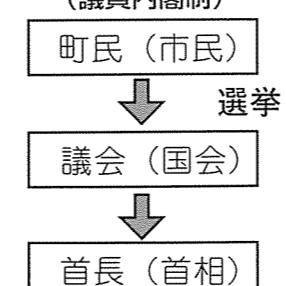
#### ○情報収集の手続き

町の各部局で個人情報を取り扱うときは、あらかじめ所定の事項を町長に届け出なければならないものと

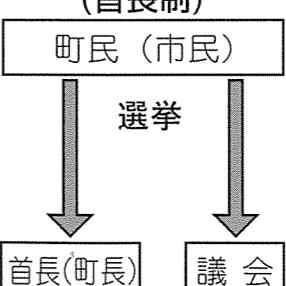
#### ○第三者の権利の保護

第三者についての情報が含まれる情報で、その情報が開示されることにより、第三者の正当な権利や利益

### 一元代表制（議員内閣制）



### 二元代表制（首長制）



図一 政治機構図

(表一)  
**OEC(経済協力開発機構)の  
プライバシー保護8原則**

- ①収集制限の原則  
自治体は、個人情報を無制限に収集することはでない。
- ②データー内容の原則  
個人情報の取り扱いは必要な範囲で正確、完全なものでなければならぬ。
- ③目的明確化の原則  
個人情報の収集目的は、事前に明確にしておかなければならぬ。
- ④利用制限の原則  
個人情報は、法律に規定があるもののほか目的以外に利用してはならない。
- ⑤安全保護の原則  
自治体は個人情報を紛失、破壊、修正等をされないように安全保護を取らなければならない。
- ⑥公開の原則  
個人情報を扱う自治体の事務事業の内容は、広く公開されなければならない。
- ⑦個人参加の原則  
個人は、自己に関する個人情報の存在と内容について知る権利がある。
- ⑧責任の原則  
自治体は、以上の原則を実施するための法制度に従う義務がある。

て、個人情報保護条例を併せて制定し、透明性の高いまちづくりと同時に私たちのプライバシーが確実に保護されるなど、各々の権利が保障される民主的なまちづくりを進めようと考えています。

プライバシーの尊重は、憲法で保障された基本的人権、個人の尊重や自由、幸福追求権の一つです。また、昭和五十五年にOEC(経済協力開発機構)で「プライバシー保護と個人データーの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」(表二)が採択となり、各地で個人データーの保護が進むようになりました。

こうしたことから、町では、個人情報の取り扱いの手続きや管理を厳格に行うことと定め、また、その内容を明らかにし、個人が自分の情報の実態を把握する権利を保障するため、個人情報保護条例を制定しました。

おわりに

今回は『情報公開条例』と『個人情報保護条例』について考え、主な特徴を解説しました。みなさんのご意見を広報紙にお寄せください。



担当 志村・篠原

### お気軽によく相談を

- ④非公開決定をした場合は、公開できない理由を説明します。
- ⑤非公開の決定に不服があるときは、その通知を受けた日から六十日以内に不服申立てをすることができます。

当課でその内容をご覧いただけます。

個人情報の場合は、本人が自分に関する情報のみをご覧いただきますので、書類の整理に多少時間がかかります。

情報公開条例、個人情報保護条例とも特別な場合を除いて申請から公開決定、非公開の決定にかかる日数は、遅くとも十五日以内に行われます。

情報公開請求の内容が「開示情報」の場合は、書類が確認できるとその場でご覧にいただくこともできます。

情報公開制度や個人情報保護制度などについてご不明な点は、総務課総務係(電話四四一-一二二二)までご連絡ください。

### お気軽によく相談を

- ④非公開決定をした場合は、公開できない理由を説明します。
- ⑤非公開の決定に不服があるときは、その通知を受けた日から六十日以内に不服申立てをすることができます。

このような考え方をもとに、条例の作成にあたっては、広報広聴検討会議や町民参加の検討会、まちづくり町民講座など多様な協議の場を設けて検討してきました。町民のみなさんは「アメリカの情報自由法のようなものを」「公開できない事項を極力少なくすべき」「審査会の職務权限も明確に」など、多くの意見をいただきました。町では、町民みんなさんの意見や町の情報共有化に関する具体的な考えをできるだけ条文に盛り込むよう工夫しました。その結果この条例ができあがり、全国のこれまでの情報公開条例とは、多少内容の異なる条例となっています。

このため、町では情報公開条例と表裏一体の条例としています。

### 情報の公開と個人情報の保護【個人情報保護条例】

住民参加の大前提が情報の公開にあるといつても、行政が持つ個人情報などが公開されることは困ります。通常他人に知られたくないと思うプライバシーに関する情報は、しっかりと守つてもらはなくては安心して暮らすことできません。

このため、町では情報公開条例と表裏一体の条例としています。

日本で最初に情報公開条例を制定したのは、山形県金山町です(昭和五十七年三月)。続く同年十月には神奈川県が条例を制定し、平成十一年四月一日現在、全国五百八十の自治体が情報公開条例を制定しています(自治省調べ)。國も、昨年三月情報公開法案が国会に提出され、現在継続して審議がおこなわれているところです。

### 二セコ町の情報公開条例

## 日本各地の情報公開

日本で最初に情報公開条例を制定したのは、山形県金山町です(昭和五十七年三月)。続く同年十月には神奈川県が条例を制定し、平成十一年四月一日現在、全国五百八十の自治体が情報公開条例を制定しています(自治省調べ)。

**○開示しないことができる個人情報**  
町の恣意的な判断で、自分の情報が非開示となることがないよう町があらかじめ開示しないことができる四つの項目を明記しました。

**○公開請求の方法**  
個人情報については、プライバシーの保護を確実に進める必要があることから、開示の請求は請求書の提出により厳格に行うこととした。

**情報の閲覧をしたい場合は**  
①総務課総務係にお越し下さい。  
電話で事前に知りたい内容を連絡くださいますとより早く手続きができます。  
②窓口で知りたい情報を記載した請求書を提出願います。  
なお、情報公開請求の場合、個人のプライバシーなど非公開項目がない情報の場合は「開示情報」として扱われ、請求書などの記載は不要です。この場合は、見たい書類などの内容を窓口でお話しくだしだけで閲覧できます。  
③情報を管理している担

**○開示しないものは開示してはならないと規定しました。**  
事務の実施の目的を失わせ、またはその事務の円滑な実施に著しい支障があるおそれのあるもの。







## 輝いてるね、この人 38

ニセコ町農業青年会会长

### 高田知明さん(北栄)

うれしかった。そのあたりから農業にやりがいを感じるようになったかな。

会の今後の活動について「昨年、メンバーでジャンボカボチャのコンテストをやつてこれは夢なんですが、青年会が主催するジャンボカボチャのコンテストをやつてみたい。それから、観光と結びつく活動も続けて行きたい。商店・観光・農業、ニセコは小さな町だし、行けます」と語りました。

会で大石康則さんが収入役に再任されましたのでお知らせします。

任期は平成十年十二月十八日から平成十四年十二月十七日までの四年間。大石さんは平成二年十二月から収入役を勤め、本期で三期目の就任になります。



収入役に選任された大石康則さん

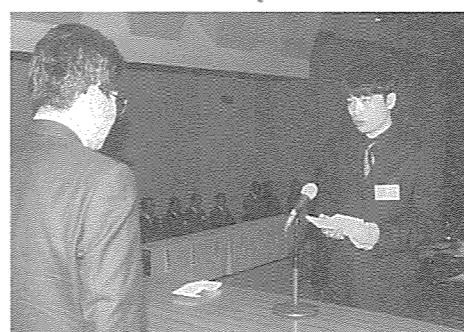
みんなよろしくお願いいたします

## 前途洋々の未来に幸多かれ

一月十五日、町民センターオークを会場に今年の成人式が

行われました。該当者六十三人のうち、式典に参加したのは四十一人。成人者を代表して佐々木一茂さんが答辞をのべ、厳粛な雰囲気の中で式典は無事終了。

式典が終わると、ニセコ久しぶりにあつた友人たちと旧交をあたためる姿は、同窓会を思わせる和やかな光景でした。



▲成人者を代表し答辞を述べる佐々木一茂さん(さくら団地)



太田祐司さん(本通9)  
「両親には『これからは何ごとも自分の意志で取り組んで行きなさい』と言われました」

松田美雪さん(滝台)  
「たくさんの人からお祝いの言葉をいただきました。今はひとり暮らしがしてみたい」

## まちの事件簿

ニセコ町防犯協会・俱知安警察署(☎22-0110)

### 盗難事件

**スノーボード 盗難事件発生** 12月20日町内のスキー場で、スノーボードを雪上に立て掛けロッジ内で休憩中の10数分間に、そのスノーボードが盗まれました。

また、27日にもスノーボードが盗まれる事件が発生しました。

近隣のスキー場でもスノーボードなどの盗難が発生しており、いずれも休憩、食事などで短時間目を離したときに盗難にあります。

スキー場で、スノーボードなどを保管する場合は、鍵の設備のある場所に保管し、各自で盗難防止に努める必要があります。

**スキー場駐車場での車上狙い発生** 12月21日、町内のスキー場駐車場に駐車中の乗用車の窓ガラスが割られ、車内から貴重品が盗まれる事件が発生しました。14日にも2件発生しています。

近隣のスキー場駐車場でも同じような事件が発生しています。

貴重品は車内に置かず、常時身につけておくことが大切です。

### 交通事故

**追越し時前方不確認で衝突** 12月31日午後2時20分ころ字羊蹄の国道5号線で走行中の乗用車が、前方を走行していた除雪車を追い越そうと対向車線に出た際、対向してきた乗用車と正面衝突する事故が発生しました。

**吹雪で道路の端が見えず逸脱** 12月26日午後2時30分ころ字近藤の岩内洞爺線で、走行していた大型貨物自動車が、後方から接近してきた車両に道を譲ろうと、道路左端に寄ったところ、路肩からみ出し路外へ逸脱する事故が発生しました。

日付	場所・催事	そよかぜ通信4チャンネル放送番組の歌手名など。(午後7時から)
1日(月)		どうよう大全集ザ・ベスト・オブ・デイビッド・ボウイ
2日(火)	夜間スキー講習会／アンヌプリ18:30～	昔ばなしのうた伊奈かつpeiトリムズ・ム・ム・ツル
3日(水)	夜間スキー講習会／アンヌプリ18:30～	同 上
4日(木)		ピングルティ・ブリンクス・ブリンクス
5日(金)		B'z
6日(土)	健康相談／保13:30～16:00	高橋真梨子ザ・ビートルズ
7日(日)	建国記念の日	同 上
8日(月)	歩くスキー教室／有島方面13:30～	小泉今日子竹内まりや
9日(火)		森口 博子
10日(水)	フッ素・サホライド塗布／町13:00～15:00	中村 雅俊
11日(木)	フッ素・サホライド塗布／町13:00～15:00	中島みゆき
12日(金)	おばんすで町長室／町長室18:00～20:00	同 上
13日(土)	健康教室(市街地)／町13:15～	藤あや子
14日(日)	フッ素・サホライド塗布／町13:00～15:00	水前寺清子
15日(月)	夜間スキー講習会／東山18:30～	瀬川 瑛子
16日(火)	健康相談／保13:30～16:00	香西かおり
17日(水)	夜間スキー講習会／東山18:30～	島倉千代子
18日(木)	第45回全町児童生徒スキー大会(予定)／モイワ・開会式9:00～	同 上
19日(金)	寿大学2月学習会／町10:30～	太田 祐司さん(本通9)
20日(土)	講演「いま、自分でできること(高齢者のボランティアについて)」	松田 美雪さん(滝台)
21日(日)	まちづくり町民講座／町19:00～21:00	
22日(月)	「町の台所事情とまちづくり」	
23日(火)	乳児健康相談／公13:30～15:00	
24日(水)	資源ごみ収集ミスとミセスのためのスキー講習会／アンヌプリ9:30～	
	リハビリ教室／町10:00～15:00	
	資源ごみ収集	
25日(木)	乳がん検診／町9:00～14:00	
26日(金)	骨粗しょう症健康診査／町13:00～16:00	
27日(土)	乳がん検診／町9:00～14:00	
28日(日)	骨粗しょう症健康診査／町9:00～16:00	
	道民スポーツ後季冬季大会／古平町ほか	

★健康教室は今年も各地区巡回で行います。日程などは地区保健委員をつうじて連絡しましたが、そよかぜ通信でもお知らせします。ぜひご参加ください。

■西富=西富地区市民センター ■保=役場保健室 ■公=公民館  
■町=市民センター ■体=体育館 ■運=運動公園 ■役=役場  
■アンヌプリ=アンヌプリスキー場 ■東山=東山スキー場  
■総合体育館の一般開放は毎週土曜日と日曜日です。

土曜:午後1時から10時

日曜:午前9時から午後5時

# 私の意見

みなさんから寄せられるご意見や、お便りをご紹介します

## 紙のリサイクルについて

ここにちは。今回お手紙したのは紙のリサイクルについてです。私の家では毎日たくさんの紙を捨てています。「セコ町では紙類のリサイクルも行われていますが、どんな紙が集められているのですか?

新報紙・雑誌・広告・ダンボール以外の紙でもいいのでしょうか?

例えば…

①文章がプリントされてい  
る紙  
②ペンや鉛筆で書かれた紙  
③ポスター・カレンダー等  
特に①は学校からの手紙などでいっぱいあります。  
これらの紙も回収されているのですか?

(曾我地区 十五歳女性)

お答えします

町では、資源としてリサイクルできる「紙類」を平成九年から、「あき缶・あきビン」を平成五年から資源

ご質問いただいた①②③の紙類についてはチラシ類として回収しています。毎月の資源ごみ分別収集当日の朝八時までに各地区ごみステーションに出してください。

その際、効率よくリサイクルを進めるため、次のようにご協力ください。

①紙類は新聞・チラシ・雑誌・ダンボールなどに分けそれをひもで束ねる。

②紙に付いているセロハンテープ、ガムテープ、ホチキスの針などは紙からとります。

③毎月の資源ごみの収集日は「そよかぜ通信」でお知らせしています。

・今後の資源ごみの回収について  
来年度、現在収集している資源ごみに加え、ペットボトルなどの容器包装の回収も複数に入れたニセコ町の「分別収集計画」を策定します。この計画に基づき、

容器包装リサイクル法が完全施行される平成十二年度からは、一般ごみの六割を占めるといわれる容器包装(アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶・飲料用紙製容器・ペットボトル・ペットボトル以外のプラスチック製容器・ダンボールなど)の分別収集を本格的に始めたいと考えています。

(保健福祉課長 松田信夫)

広報紙にエッセイとか新聞にある女性欄とか、男性の立場を語るコーナーとか、「なぜ老人を家族が世話しきれなかつたか」とか、「ノンフィクション医者の立場から言わせてもらひえば」など

など、こんなコーナーを設けられないでしょうか。単純にうわさ好きの「オバサン」向けのコーナーになってしまってどうですか。

(黒川地区 女性)

お答えします

広報紙は「私たち住民がみずからつくるページ」があつてよいのではという考え方から、このページ(みんなの広場)を設けています。特に「私の意見」には、みなさんの自由な意見を掲載したいと考えています。

「私の意見」は、これまで「質問(意見)と回答」で「質問(意見)と回答」が、特に回答を必要としたこと、「私の意見」的には、みなさんの自由な意見を掲載したいと考えています。

「うれしかったこと・つらかったこと」など日常の出来事などを掲載したいと考えています。

匿名としますのでどんどん「私の意見」にご意見などをお寄せください。

(市民総合窓口課長 片山健也)

44-2121  
市民総合窓口課広報広聴係まで



## ほくの・わたしの作品紹介

### かみのおもひや

宮田 小一年

さとう みさと

ヒュー ヒュー

かせにひがれて

シューとおちていった

かみのおもひやを

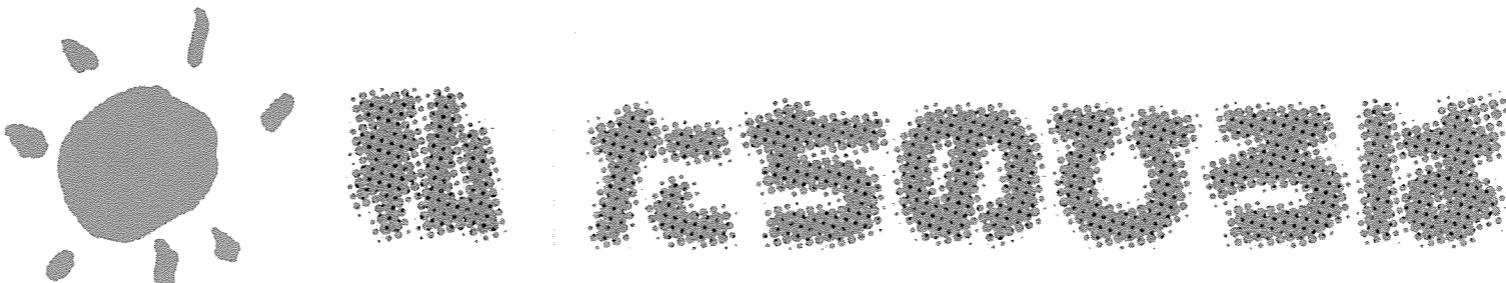
くへなげた。

ヘリコpterみたいに見えた。

三日ぶりに学校へきたよ  
教室に入つて まじをあけたり  
木が見えた しモノのようだ  
黄色くなつてたよ  
「わあきれい。」  
あんまりきれいなので ほ一つと 見ていたよ  
何の木が知りたくて 見に行つたよ  
かつらの木だつたよ  
金曜日には黄緑色だつたのに たつた三日で  
黄色になるなんて 「しぜんつてすういなあ。」

### はつぱが黄色くなつてひ

宮田 小三年 佐々木順次



## ニセコ盆栽会

盆栽とは、一つの鉢の中に山々の風景など、自然の形を美しく自由に表現するものです。各会員とも自宅で育てていますが、月に一度程度集まり、分からない点などを話したり、会員のお宅を訪問し成長具合を見て回ることもあります。

みんな楽しく活動していますので興味のある方はご連絡ください。

- 会員／13名
- 会費／年額5,000円
- 代表／大門 勉 44-2432

《このコーナーで、会員を募集したいサークルなどがありましたら  
広報広聴係 電話44-2121までご連絡ください》

## 来書

北海道新聞八雲支局の小田島氏の  
記事(平成10年11月10日付)から

渡島管内長万部町は、図書館利用に始まり、講演会、登山会など、町で行われる行事にも町内の方にとどまらず、近隣他町村の利用が多いそうだ。

長万部町教育委員会は、1つの町があらゆる分野の施設を用意したり、行事を行うのは不可能だから、近隣町間の提携でより多彩な参加機会をと説明する。人の行き来を大切に考えているとのことだ。

蔵書4万7千冊の図書館の利用も、他町民が150人を超すそうである。官僚的な縄張り意識を捨てた試みが人の交流を生み活性化につながると記者は締めくくっていた。

- 図書ボランティア・アジャスト俱楽部
- 問合せ／水上 直子 58-2227

## しらかば文芸

### 二セコ短歌会

顧みる姿はいつも泣き虫の吾娘も優しさ二十歳となりぬ  
雪道をスキーツアーバス通り過ぐ白一色の冬がまた来る  
漁火の遠くに光りいか船の吃水までもこれよと願ふ

（斐川シヨン医者の立場から言わせてもらひえば）など

雪の峰背のびして待つ旅ごろ  
パン焼く香寒波の路地にただよいぬ  
捨てきれぬ父の形見の冬帽子

上野 幸雄  
郡司 良子  
中村 清美  
齊藤 敬子  
亀田 禮子  
折内 和子  
片山 健也

雪の花舞う2月、一年で一番寒さの厳しいころです。でも、そんな中にも、少しずつ長くなつた日足が感じられるようになります。日だまりで遊ぶ子どもたちの歓声が聞こえるようになつたら、もう次の季節がそこまで来ていますね。

## 問合せ番号

- |               |             |            |
|---------------|-------------|------------|
| 易             | ☎44-2121(代) | FAX44-3500 |
| ・教育委員会        | ☎44-2101    |            |
| ンター・社会福祉協議会   | ☎44-2234    |            |
| 念館            | ☎44-3245    |            |
| 館             | ☎44-2034    |            |
| 庄             | ☎44-2245    |            |
| 護支援センター       | ☎44-1950    |            |
| く消防組合消防署ニセコ支署 | ☎44-2354    |            |
| 警察署ニセコ駐在所     | ☎44-2251    |            |

子どものいる世帯の世帯主と、障害年金などの受給者や年齢六十五歳以上の老齢福祉年金等の受給者の方（一部、平成十年度の市町村民税が課税されていないなど、一定の要件に該当する方）。

- きた場合／ニセコ町以外の市町村から地域振興券の交付開始前に転出したことを証明する書類を添えて申請してください。
- 申請先／保健福祉課福祉係
- 交付開始／地域振興券の交付は三月二十九日からです。
- その他／交付を受けた地域振興券は、交換したり譲渡、売買することはできません。

特定事業者登録資格／町内に店舗があり事業を行つてゐる者で、業種は、日常的な小売業、飲食業、洗濯、理美容、旅館、医療などの各種サービス業、保険業、運輸業及び建設業に限ります。

● 興券は、本年十二月二十  
八日までに所定の換金申  
出書を添えて北海信用金  
庫ニセコ支店で換金手続  
きをしてください。

問合せ／

● 地域振興券の交付は保健  
福祉課 福祉係

担当＝高瀬・小貫  
尾崎・渡邊

● 特定事業者の登録は企画  
観光課 商工観光係

担当＝折内・斎藤

## 地域振興券のお知らせ

平成十一年一月一日を基準日として、地域振興券（該当者一人当たり二万円分の商品券）を交付します。

主には地域振興券引換申請券を、障害年金などの受給者と年齢六十五歳以上の方には地域振興券交付申請書を送付します。障害年金などの受給者と年齢六十五歳以上の方は、地域振興券交付申請書によつて、交付対象に該当するかどうか審査します。内容は市町村民税が課税されていないかどうかの調査です。審査の結果、該当にならない場合がありますのでご承知ください。

● 地域振興券を扱う事業者(特定事業者)を募集します

- 事業者が地域振興券を取扱うためには、登録が必要です。
- 説明会／特定事業者のための説明会を行います。
- 日時／二月八日（月）午前十時
- 場所／町民センター
- 募集期間／二月十日から二月二十二日まで

天候や路面状況に合った運転を  
積雪・凍結時の車の交通事故を防ぐ

富士見		坂本 由佳（宏）	伊藤 勇人（勇）
平山	見咲 純（博）	里見 地区親交会	堀 愛李（英規）
富士見団地	已扇 隆広（則男）	二セコ親交会	佐竹 光太（武光）
本通一	山本 優里（博）	四宮 康介（農夫夫）	田中 美里（則雄）
本通二	成田 周平（広美）	大道 彩菜（正幸）	佐藤 昂生（一弥）
石塚 大輝（崇悦）	新有島団地	吉田 瑞妃（光雄）	佐藤 紅美（功）
大場三早希（幹夫）	長船 智也（武）	望羊団地	西山 佐竹
伊藤 愛梨（治明）	小田切 優斗（勉）	瀧台 高瀬	高瀬 彩菜（浩樹）
前田 悠貴（孝之）	佐藤 笠子（秀夫）	東山 佐々木恒平（昌弘）	吉岡 愛莉（康）
本通三	矢野 麻衣（和重）	佐々木恒平（昌弘）	ベンション村
高橋 沙季（政博）	さくら団地	水上 玲麻（武史）	ふよう会
本通四	佐藤 広大（寛樹）	岡村 晃希（良成）	東山ベンション村
本通五	佐藤 平（公二）	高橋亜璃紗（洋）	志穂（義浩）
浦野 隼人（隆志）	細貝 健太（雅範）	近藤親父会	佐藤 未織（誠）
逢坂 慧子（誠二）	中央一 秋森 皓太（利夫）	久保 翔太（正人）	齊藤 幸歩（義浩）
米代 崇史（敏雄）	中央二 恩田 大輔（土朗）	佐藤 未織（誠）	佐藤 幸歩（義浩）
本通七 中村 美貴（裕次）	目谷進之介（栄）	佐藤 未織（誠）	佐藤 幸歩（義浩）
本通八 佐藤 夏生（和人）	森崎 志織（幸三）	齊藤 幸歩（義浩）	佐藤 幸歩（義浩）
本通九 佐々木 瞭（靖）	中央四 小松 薫平（篤実）	富川 川原 愛実（与文）	佐藤 幸歩（義浩）
元町親父会	藤原 崇行（順太郎）	宮田小学校（二人）	佐藤 幸歩（義浩）

# しま 四島返還 平和な未来へ 橋渡し

この標語は平成10年度北方領土に関する標語で北方領土問題対策協会会长賞（最優秀賞）に選ばれた、北九州市の田嶋祐子さん（30歳）の作品です。遠く九州でも、北方領土のことを考えている人がいます。北方領土は私たちの住む北海道のすぐ隣にある島々です。



## まちのかけ橋

町長が関係機関に次のようなお願いなどをしています。

### ■12月の主なもの■

- 1日 東京都
  - ・全国観光地所在町村協議会出席
  - ・衆参各議員及び建設省各部へ地域振興について要望
- 2日 東京都
  - ・全国町村長会議出席
- 3日 東京都
  - ・地方自治確立協議会出席
  - ・国民健康保険制度改革強化促進全国大会出席
- 5日 東京都
  - ・地方自治の課題について神奈川県川崎市長ほかと懇談
- 10日 町内
  - ・北海道運輸局関係者とISO14001について懇談
- 12日 倶知安町
  - ・後志・小樽建設業協会関係者で組織する21世紀未来塾で講演
- 14日 町内
  - ・町広報広聴検討会議で、ニセコ町がめざす住民自治について、木佐北海道大学法学部教授ほかと協議
- 17日 町内
  - ・日本経済新聞記者と懇談
- 22日 札幌市
  - ・北海道運輸局長、JR北海道社長ほかと懇談
- 26日 東京都
  - ・東京都立大学、星助教授と地域の保健福祉について懇談



▲昨年12月に行われていた「食農塾（食文化を考える会議）」で地元産野菜を材料にした料理を披露したニセコクリーン野菜加工研究会

## 福祉のメモ

### 介護保険を知ろう④

- 40歳から64歳までの人の保険料は、加入している医療保険の計算方法で決まります
  - ・健康保険・船員保険・共済組合の加入者は「月収」に定率をかけた金額が保険料になります。つまり、給料に応じて高くなったり低くなったりします。また、事業主負担があるので算定された保険料の半分が給料から天引きされます。
  - ・専業主婦などの40歳以上の被扶養者は、直接の保険料負担はありません。これは被保険者であるサラリー
- 問合せ／保健福祉課福祉係 担当=尾崎・小貫・渡邊・高瀬

## 年金だより

### 国民年金保険料のお支払いは便利で安心確実な口座振替をおすすめします。

口座振替は、金融機関または役場の窓口で一度手続きをすると、翌年度からの分も自動的に口座振替となり、解約の手続きをしない限り毎年継続されますので、便利です。納期限を気にする必要もなく、納め忘れないので安心です。決められた日に口座から自動的に引き落としになるので確実です。

口座振替を希望される方は、金融機関（北海信用金庫ニセコ支店、ようてい農業協同組合ニセコ支所、ニセコ郵便局）の窓口、または役場保

- 問合せ／保健福祉課福祉係 担当=渡邊・小貫・尾崎・高瀬

## クリーンステーション

### 犬のウンチは飼い主が持ち帰るのが常識です！

先日、窓口である町民の方からこんなお話を聞きました。

「自宅のそばを犬の散歩コースにしている方がいて、毎日毎日同じ場所にウンチが残っている。

今は雪に隠れているが、春になつて、雪が解けたら大変見苦しい。何とかならないだろうか。」

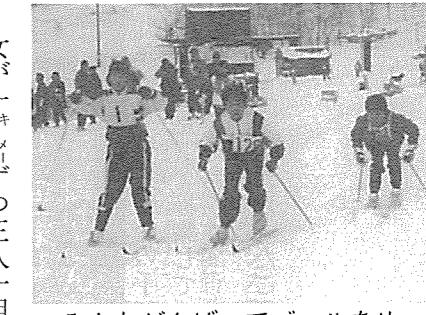
ウンチは飼い主がビニール袋に入れて持ち帰るのが、犬を飼ううえでの最低限のルールであり常識です。

**ニセコ町ごみ散乱防止条例  
平成11年1月1日より施行！  
～ごみの散乱のないまちへ！～**

## 楽しいよしりべし管内イベント情報

種目	小学生の部	中学生の部	女
●大回転競技／全学年男女	催 '99国際あめますダービーin島牧 所 島牧村全域の海岸 問 同実行委員会 ☎ 0136-75-6211	催 第12回寒寒まつり 所 余市宇宙記念館駐車場 問 余市町役場 ☎ 0135-21-2125	●大回転競技／一・二年男 女が一キロメートルずつ三人一組 歩くスキー教室に参加
●距離競技／三年男女と四年以上女子が一キロメートル 年以上男子が二キロメートル	催 小樽雪あかりの路 所 小樽運河周辺ほか 問 同実行委員会（事務局：小樽市觀光課） ☎ 0134-32-4111	午後一時三十分から 内容／有島方面で木立の	●大回転競技／一・二年男 女が一キロメートルずつ三人一組 歩くスキー教室に参加
●リレー競技／四年以上男	催 渋谷吉尾杯かんじきソフトボール全国大会 所 黒松内町町営野球場 問 同実行委員会（事務局：黒松内町教育委員会） ☎ 0136-72-3160	●種目・会場 ●バドミントン競技／古平町 ●ソフトバレー競技／余市町 ●スキー競技（ジャイアン トスラロード）／仁木町	●種目・会場 ●バドミントン競技／古平町 ●ソフトバレー競技／余市町 ●スキー競技（ジャイアン トスラロード）／仁木町
	催 雪トピアフェスティバル 所 倶知安町旭ヶ丘スキー場 問 同実行委員会 ☎ 0136-22-1121	とき／二月二十八日（日）	とき／二月二十八日（日）

催=催し名 所=開催場所 問=問合せ先 ☎=電話  
内容など詳しいことは直接問合せてください。



▲みんながんばってゴールをめざしました（去年の大会から）

その他／歩くスキーの用具を貸し出しています。  
希望する方は総合体育館へご連絡ください。

中を中距離歩行用としています。  
希望する方は総合体育館へご連絡ください。

## 第三十回道民スポーツ後志冬季大会開催

担当＝松澤・佐野・高木

役場の正面玄関を入れたところ、みなさんが一番利用やすいところにあるのが出納室です。会計窓口と表示しています。

ここには、収入役、出納係のほか、町の指定金融機関（北海信用金庫ニセコ支店）から派遣された職員の三人がいて、主に町のお金の出し入れを担当しています。町のお金も家庭と同じように、財布の中に持ち歩いている「すぐに使えるお金」と、何かのときのための貯えにあたる「基金（預貯金）」があります。みなさんが毎日窓口で請求する各種証明書の発行手数料や、税金、水道や公営住宅の使用料、

役場の正面玄関を入れたところ、みなさんが一番利

用やすいところにあるのが出納室です。会計窓口と表示しています。

## わたしたちこんな仕事をしています



▲石橋出納係長

このお金が一度町に入つてから出るわけではありません。しかし町の事業はお金がないからといって進めないわけにはいきませんし、町が行つていい事業に対する支払いは、期日までに行います。手持ちのお金（すぐ使えるお金）がない場合は、「一時借入金」という借金をすることになります。一時借入金は借金ですから使わないにこしたことはありません。そこで、まちのみなさんにお願いです。町への支払金は、ぜひ期日までに納めてくださいね。

担当＝石橋

保育料など、直接町に支払

いをするお金の受け取りのほか、国や北海道から送ら

すぐ使えるお金として収納管理しています。

町の一年間の予算は、平成十年度の当初で六十八億五千三百万円余りですが、

このお金が一度町に入つてから出るわけではありません。しかし町の事業はお金がないからといって進めないわけにはいきませんし、町が行つていい事業に対する支払いは、期日までに行います。手持ちのお金（すぐ使



# あのころのニセコ



この写真はスキーダイバーコンペティションの表彰式のようですね。写真の  
ようすから時代は戦時中のことでしょう。場所はニセコ小学校グラウンドと思われます。大人は「ヤッケ」  
を着ている人もいますが、子どもはみなセーターか学生服姿に毛糸の手袋です。スキーアイテムも今とはずいぶん違いますね。

ところで、ニセコ町のスキーの歴史は古く、1907年（明治40年）ころまでさかのぼることができます。当時は自作のスキー板に一本杖で滑っていたようです。1928年（昭和3年）ころ、ニセコ（当時は狩太）町スキー協会が誕生しました。その後、全後志学童スキー大会出場のため、町教育委員会主催の学童スキー大会がはじまりました。当時の種目は距離、リレー、ジャンプ競技でした。昭和15、6年ころから回転競技が行

われるようになり、後志大会ではニセコ町の選手が常に優秀な成績を収めていました。(ニセコ町史による)

当時は、当然リフトや雪上車などの設備はありませんでしたから、ゲレンデはスキーで踏み固めて、山に登るときも、スキーをはいて歩いて登っていました。当時学童が使った“ゲレンデ”的一つは忠魂碑の裏山。建物は少なく交通も簡素だったので、駅前に向かって豪快に滑り降りていたそうです。

広報広聴係では、平成8年から新しい「ニセコ町史」の編さんを進めています。町の昔を知ることができる写真や資料がありますからぜひお貸しください。

(町民総合窓口課広報広聴係 電話44-2121内線48)

# TO THE WORLD

ホームページのアドレス  
<http://sv2.camera.meshnet.or.jp/niseko/>

# FOR THE WORLD

平編發元

広報ニセコ 2月号  
平成11年2月1日発行 第443号  
編集二セコ町役場町民総合窓口課  
発行 〒048-1595 北海道虻田郡二セコ町  
TEL 0136-44-2121  
FAX 0136-44-2500

一月十五日、今年も成人式を取材に行つた。出席者の中に、以前、彼らが小学生、私が引率して一緒に研修を行つたことのある顔を見かけ、思わず話しかける。「やー君らが二十歳なのかなー。君なんかあのころ、こーんなにちっちゃがつたのに」といいながら「俺もおじさんになるはずだ」。

以前、テレビの街頭インタビューを見た。「あなたにとっておじさん、おばさんは何歳以上?」といふものだ。おもしろいことにみんな自分の年代より上を答える。五十年代になると、「六十代から」と聞くと「六十代から」となる。

生省では六十五才以上を高齢者というが、これも本人に聞けばきっと「高齢者じゃない」となるはず。実際に今の六十五歳は高齢者とは思えない。

高齢者というとマイナスイメージが強いが、今の高齢者といわれる人たちを見ていくと決してそうとばかりは思えない。

## 人の動き

人口 4,550人 男 2,206人  
(前日比-9) (前日比-3)

女 2,344人  
(前月比-6)

世帯数 1,799世帯  
(前月比-1)

[平成10年12月末日現在住民基本台帳人口（）内は前月との比較]

編集後記